

締約国に関する情報 BH	バーレーン 一般情報	附属書 B1 BH
国内官庁の名称	Directorate of Foreign Trade & Industrial Property, National Patent Office (Bahrain) (国立特許庁対外貿易産業財産局 (バーレーン))	
所在地	Bahrain Financial Harbour, Manama, Kingdom of Bahrain	
郵便のあて名	P. O. Box 60667, Manama, Kingdom of Bahrain	
電話番号	(973) 17 57 48 96, 17 57 49 23, 17 57 47 69	
電子メール	ip@moic.gov.bh	
インターネット	http://www.moic.gov.bh	
ファクシミリ装置	(973) 17 53 64 79	
国内官庁はファクシミリ装置又は同様の手段による書類の提出を受理するか？ (PCT規則92.4)	受理しない	
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理する。ただし、Aramex, DHL, Federal Express 又はTNTの配達サービスを条件とする	
出願人がWIPO DAS <sup>1</sup> から優先権書類を取得できるようにする用意があるか？ (PCT規則17.1(b)2)	用意なし	
バーレーンの国民及び居住者のための管轄受理官庁 国内法令は外国官庁への国際出願を制限するか？	国立特許庁対外貿易産業財産局 (バーレーン) 又はWIPO国際事務局 国内官庁に問合せされたい	
バーレーンが指定 (又は選択) されている場合の管轄指定 (又は選択) 官庁	国立特許庁対外貿易産業財産局 (バーレーン) (国内段階参照)	
PCTに基づき取得可能な保護の種類	特許, 実用新案 (実用新案は国内特許に追加して求めることができる)	

[次頁に続く]

1 WIPO DASについての詳細情報は次から入手可能である : <https://www.wipo.int/en/web/das>

BH	バーレーン (続き)	BH
国内官庁が認める手数料の支払方法	国内官庁はデビット・クレジットカードを利用したオンライン支払を認める	
国際型調査に関するバーレーンの規定 (PCT第15条)	なし	
国際公開に基づく仮保護	なし	
バーレーンが指定 (又は選択) されている場合の有益な情報		
バーレーンが指定 (又は選択) されている場合に発明者の氏名 (名称) 及びあて名を提示しなければならない時期	願書中に記載するか、又は出願後に提出することができる。PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件が満たされない場合、管轄官庁は通知の日から2か月以内に当該要件を満たすよう出願人に求める。	
微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか?	なし	